

社長！きっと強力な味方になります。

インターネット武装労働者には、就業規則の楯

経営者が抱える悩みの一つに労務問題があります。特に若年層においては、勤続年数の低下に比例して勤務モラルも低下気味になっている昨今。いつでも、どこでも大量に情報が手に入れられるインターネットの普及により、勤務モラル低下の反面、権利意識が強くなってきています。労働法規に明るいとはいえない経営者に攻撃をしかけてくる危険性は増すばかりです。こんな世相ですから就業規則が大事になってくるのです。就業規則を作るということは単なる書類を作ることはまったく違います。就業規則は、内容を充実させさえすれば会社を守る強い見方となるのです。

労務トラブルの芽は早めに摘み取る

問題社員に『ビシッ！』と言える 「就業規則の作り方」セミナー

【お話しする内容の一部】

1. 労働契約法、改正パート労働法による就業規則の改定の仕方。
 2. 「『ビシッ！』と言える就業規則」にするには？
 3. トラブルにならない解雇
 4. 服務規律は時代によって変化するもの
企業評価につながる制裁規定のあり方
 5. 先手必勝！最初が肝心
 - ・誓約書、契約書でする予防策
 - ・病気休職者対応のためにすることとは
- ご質問も受け付けます。あらかじめご相談内容をお知らせください。

【講師プロフィール】

■ 講師 松本光司

特定社会保険労務士
年金アドバイザー



特定社会保険労務士として、中小企業経営者からよせられるさまざまな相談・トラブルを迅速・的確に処理して信頼を得ている。経営者の視点に立ったアドバイスや研修セミナーをおこなっている。

特定社会保険労務士とは：

労働者と経営者が争いになったとき、裁判によらない円満解決のお手伝いをします。厚生労働大臣が定める研修を受け、試験に合格することで資格が与えられています。

【開催場所と日時】

- 開催日
平成21年2月19日（木）
13:30～16:30
- 会場： 浜松労政会館(浜松商工会議所 7階)

【受講料と定員】

- 受講料： 10,500円(税込)
(2人目からは半額の5,250円です)
- 定員： 30名 先着順です
(同業者様、顧問社労士・コンサルタントの参加はお断りしております)

■セミナー終了後、20分程度、今回同封させていただきました『雇用調整助成金』の説明会を開催いたします。参加ご希望の方は、セミナー後そのままお残りください。(お申込み用紙の「雇用調整助成金説明会参加希望」欄に○をつけてください。)

(裏面もご覧ください ⇒)

「就業規則なんてどれも一緒だろう・・・。」

就業規則は、市販されている「雛形」の空欄を埋めて作成したり、知り合いや親会社のものを社名だけ変えてそのまま使ったりという会社も少なくありません。また10年以上前に作成してからそのままという会社も実に多いのです。またその一方で企業価値を高めるために、失恋休暇制度などを設けた企業も出てきています。就業規則はまさに経営者の考え方を表すもの、就業規則までにも経営者による格差が出てきているのです。



✓ この問題に対応できますか！！

- 引継ぎをしないまま、有休消化に入って退職日まで出社しない！
- 解雇通告をしたらデータを消去された！
- 営業社員に営業手当を支払っていたので残業手当の支払の必要がないと思っていたら、監督署に駆け込まれた！
- 入社して半年なのに「うつ病」という診断書を持って休業を申し出てきた！
- インターネットや電子メールを私的に利用している！

大企業の実業規則や市販の実業規則の「雛形」は労働基準法を守ることに視点を置いたもので、大切な会社経営の視点が欠落しています。会社経営をする視点で、そして、まじめな社員が安心して働ける職場作りという視点で就業規則を見直して欲しいと考えています。

本業に専念するあまりに、就業規則くらい・・・とついつい後回しにしてしまいがちですが、気がついたときには後の祭りになっているというケースもよくあります。問題社員やカン違い社員をつくらないため、また万一そんな社員が出てきたときに「ビシッ！」と言うためにも、まず就業規則をただの書類と軽く考えないこと、つまりリスク回避への意識が低い経営者にならないことです。

パートの水準を正社員と同等レベルにするように4月からパート労働法が改正されました。また労務トラブルが急増したために労働契約法が施行されています。この観点からみても、今まで以上に就業規則が重要になってきます。是非この機会に就業規則の見直しをオススメします。

■ セミナー申込方法

同封の申込書をFAXでお送り下さい。折り返し、参加証、会場案内図、請求書をお送りいたします。

■ 主催・申込先 西遠労務協会 〒433-8105 浜松市北区三方原町314-2 TEL 053-436-1033

URL <http://www.seienroumu.com>

今すぐ別紙「申し込み用紙」にご記入のうえ、FAXでお申し込みください。

FAX 053-436-1138